

「白山登山道における境界看板設置にかかる測量委託業務」に関する
一般競争入札公告

「白山登山道における境界看板設置にかかる測量委託業務」について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

平成 28 年 4 月 28 日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

白山登山道における境界看板設置にかかる測量委託業務

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

平成 28 年 8 月 5 日（金）

(4) 履行場所

仕様書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあっては、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあっては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 岐阜県建設工事請負契約に係る参加資格停止等措置要領に基づく参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日（以下「申請期限日」という。）から当該業務の落札決定の日までの間、受けていないこと。

(6) 岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、当該業務の開札の日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の中に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号
岐阜県 危機管理部 防災課 山岳遭難・火山対策室 山岳遭難対策係
電話 058-272-1131
FAX 058-278-2522
Mail c11115@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成28年4月28日（木）から平成28年5月12日（木）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の(1)と同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記3の(1)まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 平成28年5月18日（水）午後4時

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、平成28年5月23日（月）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成28年5月25日（水）午後1時30分

イ 場 所 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号
岐阜県庁4階 本部連絡員室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)と同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 108 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。